



消費生活センターだより No.8.2

令和8年1月

長野県消費生活センターの皆様におかれましては、日頃より啓発活動や見守り活動等にご協力をいただき、ありがとうございます。本年も引き続きよろしくお願ひいたします。

寒気ひときわ身にしむ折ですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。今月は、「県内で SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害額が 21 億円を突破！」などを掲載しました。活動の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報



◎ 県内で SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害額が 21 億円を突破！

投資や副業といった儲け話をきっかけにした消費者トラブルが年齢を問わず依然として続いています。手口の特徴を知って、詐欺被害から自分や周りの人を守りましょう。

【SNS 型投資詐欺、ロマンス詐欺 被害状況（令和 7 年 1 月から 12 月末・暫定値）県警察】

○被害件数 178 件（前年比 + 37 件）

※SNS 型投資詐欺 75 件（前年比 + 12 件）、ロマンス詐欺 103 件（前年比 + 25 件）とともに、依然として増加し続けています。

※65 歳未満の被害者が 142 人（79.8%）と中・若年層の被害が昨年より増しています。

○被害額 約 21 億 1,547 万円（前年比 + 約 3 億 6,025 万円）

○ SNS 型投資詐欺の特徴

- ① 著名人に成りすました動画広告で投資に誘導する手口が目立ちます。AI が作成した本人そっくりの動画広告なので、騙されてしまいます。著名人本人も「偽の動画広告」への注意喚起を実施しています。
- ② 動画広告やバナー広告から SNS の投資グループに誘導する手口が目立ちます。SNS のチャット機能を使って強引な勧誘が始まります。グループの参加者にはサクラがいて、投資を煽ります。
- ③ 一般的に、投資話が本物なら振込先は「法人名義」だが、「個人名義」口座への振込を指示されています。「個人名義」口座への振込を要求されたらほぼ詐欺と考えてください。
- ④ 「必ずもうかる」「元本保証」というセールストークは詐欺の典型であり、勧誘される投資は、株式投資が 6 割、暗号資産投資が 3 割で、必ずもうかると言えるものではありません。さらに犯人が誘導する投資用アプリは利益が上がっているように見せかけて、信用させるものになります。

○ SNS 型ロマンス詐欺の特徴

- ① SNS 等を介して会ったことがない人物との交際が始まります。様々な理由を付けて会えないまま、頻繁なチャットなどで犯人は恋愛感情や親近感を巧みに抱かせます。面識のない相手とのやりとりは慎重にしましょう。
- ② 恋愛感情や親近感を抱いた頃にお金の話が出てきます。一度も会ったことのない人から、結婚の準備資金などでお金の話が出た場合は詐欺の可能性があります。「暗号資産投資」や「ネットショップ経営の副業」で資産を増やそうと誘う手口が被害の半数を占めています。そんな話になつたら詐欺を疑ってください。
- ③ 交際の継続等をちらつかせ、病気治療など架空の事実を口実として、金銭を求めてくる手口もあります。

○気をつけるべきチェックポイント

- SNS やマッチングアプリを提供する事業者が発信している防犯情報を確認する。
 - 投資先が実在しているか・金融商品取引業者や暗号資産交換業者は国の登録が有るか
(金融庁のウェブサイトで確認)
 - 「必ず・絶対・確実にもうかる」「あなただけ」といった文言に注意する (投資に必ず・絶対・確実はありません)
 - 投資を勧めている「著名人」がなりすまではないか (本人の公式サイトなどから確認)
 - 勧誘された「暗号資産」や「投資アプリ」等が実在するか (実在するものか名称などをインターネット検索で調べる)
 - 振込先の口座が個人名義、無関係の法人名義、振込のたびに変わるなど不審点はないか
- ◆**少しでも、怪しい・心配と感じたら早めに消費生活センターや警察（専用電話#9110）に相談してください**
- その他の手口等については長野県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/kurashi/bouhan/snstousiromansusagi.html>

◎子どもの事故～ペダルなし二輪遊具の事故にご注意！

幼児用自転車に似た形状で、ペダルやブレーキの付いていない二輪遊具は、幼児が自身の脚で加速と減速を行う遊具です。このため、坂道などで速度が上がると幼児の脚では減速が難しく、転倒や衝突だけがを負うことがあります。使用の際は、保護者等の配慮が必要です。事故例について詳しくは、国民生活センターのホームページをご覧ください。

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250319_1.html

長野県からのお知らせ

◎若者向け消費者被害防止のキャンペーン継続中です！

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年に達すると、親の同意が無くても自分で契約ができるようになった反面、未成年を理由に一方的に取消しすることができなくなりました。契約の知識や経験が少ない若者を悪質業者が狙っているので注意が必要です。

県では1月から、社会経験の少ない若者をターゲットにした悪質商法や特殊詐欺被害の未然防止、早期発見を目的として関東甲信越ブロック自治体と若者悪質商法被害防止共同キャンペーンに取り組んでいます。ポスター、リーフレットなどでも啓発を図っております。消費生活センターで相談を受けておりますので、皆さまの周囲でお困りの方があればぜひ声かけをお願いいたします。

◎何かおかしい？と思ったら、消費生活相談をお気軽に！

消費生活相談は、身近な市町村の消費生活相談窓口、県の消費生活センター、休日対応のある消費者ホットライン「188」でお気軽にご相談ください。

なお、長野県消費生活センターでは、LINE相談、オンライン相談も行っています。

・LINE相談は、LINEアプリを使い、「消費生活相談@長野県」に友だち登録をした上でご利用いただけます。

詳しくは、長野県公式HP「消費生活情報」<https://www.nagano-shohi.net/linesoudan/>

・オンライン相談は、事前に長野県消費生活センターに予約をしていただいた上で、最寄りの合同庁舎のパソコンでZOOM（ズーム）を使って直接当センターと繋いでご相談いただけます。

詳しくは、長野県公式HP「消費生活情報」<https://www.nagano-shohi.net/torikumi/shuyaku>

・消費者ホットライン「188」については政府広報オンラインで詳しく紹介しています。

<https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/hotline188/>



長野県消費生活センター 担当：古川・宮崎

電話：0263-87-7270 FAX: 0263-40-3701

Eメール：c-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県消費生活センター



長野県消費者被害防止普及キャラクター
もシカっち